

令和5年10月

長崎県立こども医療福祉センター虐待防止対策検証委員会

長崎県立こども医療福祉センターにおける虐待に関する検証報告書（概要版）

I 検証委員会について

(1) 設置の経緯と目的

長崎県では、こども医療福祉センターにおいて虐待事案（疑いを含む）が発生したことを重く受け止め、内部による検証だけでなく、子どもの権利擁護や障害者支援などの専門家の視点から深く検証する必要があると判断し、弁護士や医療、福祉、教育分野の外部有識者による検証委員会を設置した。

検証委員会の目的は、県の医療や療育の拠点施設であるセンターが、一日も早く信頼を回復できるよう対策を進めるため、法令に基づく調査・監査結果を待つことなく、今後取り組むべき対策を明らかにし、再発防止に向けた提言を行うことである。

(2) 委員構成

委員名	役職名等	備考
柿田 多佳子	長崎純心大学 准教授	委員長
佐野 竜之	弁護士	副委員長
貞方 三枝子	長崎県病院企業団看護管理監	
山瀧 猛	前長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター所長	

(3) 開催状況

令和5年9月14日～令和5年10月27日の間に計5回開催。

※ 令和5年度中、引き続き開催し法令に基づく措置や本報告書の提言に対する改善策について進捗状況を把握する。

(4) 検証の方法

虐待事案（疑い含む）が発生し、事案発生後に適切な対応が行われなかった背景について、センターにおける内部検証結果や法令に基づく長崎県の調査・監査で把握された内容を踏まえ、主に以下の視点から検証を行った。

- ① 虐待防止対策委員会の設置・運営状況
- ② 虐待防止に関する職員研修・教育の状況（実施状況、効果）
- ③ 組織のマネジメント、危機管理体制など
- ④ 職場環境（職場内のコミュニケーション、人間関係等）の状況
- ⑤ 長崎県の関係課の問題

2 検証委員会における検証の結果と課題等を踏まえた提言（主なもの）

	検証結果（課題・問題点）	改善提言
組織としての虐待防止体制	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止対策委員会の設置の遅れ、委員会对応規程の不備等 組織全体の危機管理意識の欠如、適切な管理監督責任が果たされていない 管理職において、職員の不適切言動等を把握する取組や仕組みの不足 	<ul style="list-style-type: none"> 職員への制度の周知・浸透、積極的な職員への意見聴取 委員会对応規程の抜本的な見直し、随時必要な改正の対応 虐待防止対策委員会のみならず、意見箱、カンファレンス、各種マニュアル等、虐待防止に資する様々な会議体や規程を有機的に連携させる仕組みづくり
虐待防止研修・マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 知識を教示する研修が多く、実践研修がない 研修受講が徹底されていない 虐待防止マニュアルがない 	<ul style="list-style-type: none"> 実務で気になった事案を取り上げる、議論する等、実効性のある研修となるよう工夫が必要 虐待を含む不適切事案が発生した場合の通報等の対応手順について繰り返し周知徹底 子ども・障害者の権利擁護や臨床倫理について具体的事例を踏まえた研修実施 基本的事項にかかるマニュアルを整備し職員へ配布・周知、研修実施
虐待や権利擁護意識	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含め多くの職員の虐待に関する知識及び認識の不足 虐待疑い事案発生時の対応手順の認識不足 子ども及び障害者の権利擁護意識の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> 県内唯一の機能や専門性を持つ施設として、利用者や保護者の想いを真摯に受け止め、対応する姿勢が必要 倫理委員会設置により倫理的感受性を醸成し、子ども・障害者の権利擁護自体に関する研修を実施するなど理解を深めることが必要
利用者・保護者意見等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 意見箱が対象者ごとに複数あり、それぞれ対応手順が不明確で統一性がない 事故等発生時の連絡体制、職員間の情報共有や連携体制、保護者からのご意見があった場合の対応手順や方法に問題がある 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等の意見を施設の改善に繋げるよう、管理者が把握できる仕組みの構築に努めること 虐待通報の受付ルートを制限することなく、様々な利用者の声や不適切言動等の情報を吸い上げるような仕組みとすべき 利用者等がセンターへ直接不満等を伝えることを考慮し、第三者苦情相談窓口について周知徹底 アドボカシー制度等、直接処遇にあたる職員以外の第三者による利用者の意見聴取の機会の確保 第三者評価等（医療機関、福祉施設双方）の受審

<p>カンファレンス対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明らかに虐待と疑われる発言について、「権利擁護の面から問題」という意見がなかった ・ 一部の職員の強い発言により、職員が意見を言いにくい雰囲気や、自由な発言を制限するような指摘がある ・ どう改善・対応するか不明確で、どのように実行されたかの確認が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑問点・改善点をフラットに議論を交わす場として、個別性や障害特性について共通理解を図り、介助手法等を議論し、その結果を記録 ・ カンファレンス記録に、子どもの権利擁護及び倫理的な視点を加える
<p>センターの人事・組織、職場環境等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 唯一の県立病院であるため、専門職の人事異動がセンター内にほぼ限られる ・ 職員の年齢層が高く、勤務年数に関わらず意見を言い合える風土ではなかった ・ 時間外勤務はそれほど多くないが、利用者の特性上、ひとつひとつの介助に時間がかかり、入所・入院中の子どもの下校後の時間に業務が偏る傾向 ・ 入浴介助等、力仕事を要する場面で男性職員が重宝がられる傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の情報共有や業務効率化促進のため、電子カルテ等のITツール導入を検討 ・ 介助時の職員の身体的負担を軽減し、性別問わず対応できるよう介護ロボット等の導入を検討 ・ 子どもの下校後に業務が偏る傾向があるため、柔軟な職員配置ができないか検討
<p>県の関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県のハラスメント実態調査における事案確認後の対応の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県にはセンター以外にも子どもに関わる施設があるため、今回のような情報を得た場合、虐待の疑いがあるという認識を関係課でも持つべき ・ あらゆる窓口や調査等で県民に対する職員の不適切言動を把握した場合、迅速に所管課と共有し対応する手順を定めるなど庁内で周知徹底を図ることが必要